

第5回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

開催要領

日時：令和7年1月16日（木）午後4時00分～午後4時20分

場所：中央合同庁舎第2号館 16階 第1会議室

出席者

議長	坂井 学	国家公安委員会委員長
構成員	太刀川 浩一	警察庁長官官房長
同	岡田 恵子	内閣府男女共同参画局長
同	吉住 啓作	こども家庭庁支援局長
同	恩田 馨	総務省大臣官房総括審議官
同	上原 龍	法務省大臣官房政策立案総括審議官
同	塩見 英之	国土交通省総合政策局長
代理	福井 俊英	文部科学省大臣官房政策課長
同	宮本 直樹	厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、総合政策担当）
	若田 英	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

概要

○ 犯罪被害者等施策に係る令和7年度予算案について

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

資料1のとおり、令和7年度の犯罪被害者等施策に係る予算案については、政府全体で82億600万円、対前年度比9億9,800万円の増額となっている。この金額は、犯罪被害者等施策関係分として特出しできるものに限っているが、特出しできない分も含め、必要に応じて拡充を図っている。

○ 第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

資料2は、定期的に更新している第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況一覧であり、今回は、令和6年12月末までの施策の実施結果と令和7年1月以降の取組予定について、更新したものである。

・ 警察庁長官官房長

現行計画である第4次基本計画の計画期間は残り1年ほどとなるところ、関係府省庁におかれては、引き続き各施策の着実な推進をお願いしたい。

○ 第4次犯罪被害者等基本計画の見直しについて

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

資料3-1は、第4次基本計画の見直しに関する今後のスケジュールを示したものである。本年1月31日の基本計画策定・推進専門委員等会議以降、おおむね毎月1回のペースで会議を開催する予定としており、10月頃に骨子を取りまとめ、パブリックコメントを経た後、令和8年3月の策定を目指して作業を進めていきたい。

資料3-2のとおり、昨年7月から8月に、第4次基本計画の見直しに当たり、広く国民の皆様から要望・意見を募るとともに、犯罪被害者団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を対象とした要望・意見聴取会を実施した。その結果、95人・60団体から要望・意見を頂戴し、また、要望・意見聴取会には、26団体に御参加いただき、合計約400項目の要望・意見をいただいた。

資料3-3は、聴取した要望・意見について、類似の要望・意見を整理した上で、第4次基本計画の施策番号順にまとめたものである。また、資料3-4は、基本計画策定・推進専門委員等会議の有識者構成員からいただいた第4次基本計画の具体的施策に関する意見・評価を施策番号順にまとめたものである。

第5次基本計画の検討は、これらの要望・意見等を踏まえて実施していく予定としている。

・ 内閣府男女共同参画局長

内閣府では、第4次犯罪被害者等基本計画及び第5次男女共同参画基本計画に基づき、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者への支援体制の充実・強化に取り組んできたところである。

特に、性犯罪・性暴力の被害者支援に関しては、令和5年の刑法改正等における不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪への名称変更等も踏まえ、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、被害者支援の更なる充実・強化を進めることが必要であると認識している。

本年は、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しのほか、第5次男女共同参画基本計画についても、警察庁をはじめとする関係省庁に御協力いただき、次期計画策定に向けた検討を行う年である。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等と関係機関との連携体制の充実等、被害者支援の更なる充実に向け、関係省庁とよく連携して検討を進めていきたいと考えている。

・ こども家庭庁支援局長

こども家庭庁においては、第4次基本計画に基づき、児童虐待の防止又は児童虐待を受けたこどもたちを保護する環境の整備、心身ともに傷ついたこどもに対する適切なケアの充実等に取り組んでいる。昨年公表した、令和4年度中の児童相談所における児童相談対応件数は21万4,843件で依然として高い水準を推移しており、引き続き児童虐待の未然防止及び児童虐待を受けたこどもたちへの適切な保護等を実施していく。

その上で、第4次基本計画の見直しに当たり、こども家庭庁における施策としては、例えば、現在市区町村で設置が進んでいるこども家庭センターを令和8年度までに全市区町村が設置できるように支援していくことで支援が必要な親子等を早期に発見し、適切な支援につなげられる体制を整備していくこと、また、昨年12月には「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を見直し、令和8年度までに児童福祉司を全国で7,390人程度配置することを目標としたところであり、本目標の達成に努めるとともに、児童虐待を受けたこどもたちに対する支援を充実させていくこと等が重要であると考えている。

以上、引き続き、こども家庭庁においては、児童虐待防止対策を中心とした犯罪被害者等関連施策の一層の推進のために取り組んでいく所存である。

・ 総務省大臣官房総括審議官

第4次基本計画において、総務省関連施策としては、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱い、そして、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化等が掲載されているところである。

この度の計画の見直しに当たり、有識者委員の方々からも様々な御要望・御意見をいただいているところ、総務省としても、いただいた御要望・御意見を踏まえつつ、第5次基本計画の策定に向け、警察庁をはじめ関係府省庁と緊密に連携していきたいと考えている。

・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省においては、第4次基本計画において、犯罪被害者等の損害の回復・経済的支援等への取組や刑事手続への関与拡充への取組等、様々なことに取り組んできたところである。例えば、令和5年12月1日からは、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始しており、加害者に対し、犯罪被害者等の心情等に直接触れさせるとともに、犯罪被

害者等の視点を取り入れた指導・教育の充実等に取り組んでいるところである。また、昨年の通常国会において、改正総合法律支援法が成立し、犯罪被害者等支援弁護士制度が導入されることになった。

今回の基本計画の見直しに当たっては、これまでの取組の更なる推進・充実といった観点に加え、犯罪被害者等支援弁護士制度の円滑かつ充実した運用開始に向けた準備という観点や、さらには、犯罪被害者等から依然として多くの御要望・御意見をいただいている事項である加害者による損害賠償責任の履行促進のほか、損害賠償請求に伴う負担軽減といった観点、刑事手続における被害者の関与の在り方といった観点等についても、重要な論点であると認識しているところである。

法務省としては、関係府省庁とも連携しながら、犯罪被害者等を支援する取組を更に推進・充実すべく、基本計画の見直しに向けて協力してまいりたい。

・ **文部科学省大臣官房政策課長**

文部科学省では、学校において被害少年等を含む児童・生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図るための予算を、令和7年度当初予算案においても計上しているところである。また、教育委員会の担当者が集まる会議等において、犯罪被害等への対応に係る留意点や警察庁が作成した犯罪被害者等支援に資する動画の周知、養護教諭を含む教職員等に対して心の健康等の健康相談に関する研修会の開催等の取組等を行っている。

加えて、児童・生徒の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために、大学の教職課程において、教師を目指す全ての学生が学ぶ「教育相談の理論及び方法」のコアカリキュラムの中に、カウンセリングの基本的な知識に関する内容や地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性についての内容を含めているところである。

第4次基本計画の見直しに当たり、文部科学省としても、有識者委員の皆様や国民の皆様からの御意見に耳を傾けつつ、関係府省庁とも連携しながらしっかりと取り組んでまいりたい。

・ **厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、総合政策担当）**

厚生労働省は、年金、医療、福祉等、犯罪被害を受けた方々にも利用していただける様々な社会保障制度を所管していることから、こうした方々が円滑に制度を利用できるよう取り組んでいる。この度の基本計画の見直しに当たり、犯罪被害を受けた方々等から社会保障制度が犯罪被害者等に十分に届いていないため、必要な支援が確実に届くよう周知等を徹底してほしいという御意見や、医療や福祉に関わる職員が犯罪被害者等に二次的被害

害を与えないよう関係者に対して犯罪被害者等への制度に関する教育を充実してほしいなどの御意見をいただいたところである。

厚生労働省としては、これまでも犯罪被害者の方々を含め、支援が必要な方々に制度を利用していただけるよう、利便性の向上や各制度の周知広報を行ってきており、また、関係者に対するPTSDに関する研修の充実等に取り組んでいるところであるが、この度の御意見を真摯に受け止め、警察庁をはじめとする関係府省庁と連携し、犯罪被害を受けた方々に対する支援をより一層推進していけるよう、基本計画の見直しの検討を進めてまいりたい。

・ **国土交通省総合政策局長**

第5次基本計画の策定に当たり、先ほど紹介された資料3－3の中で、被害者の方へのトラウマ・インフォームドケアに関する御要望・御意見があった。国土交通省は、外局の海上保安庁が捜査機関であるほか、公共交通の事故被害者に関する支援を当省職員が行っているところである。そういった行政活動の中で被害者の方々に接する際に、二次的被害を引き起こすことがないように、トラウマ・インフォームドケアに関する研修等の充実に努めてまいりたい。

次に、同じく国民からの御要望・御意見の中で、高齢者の交通事故を防止するため、そもそも高齢者が運転をしなくて済むような交通サービスの提供をしてほしいというものがあった。この点については、高齢者をはじめとする地域住民の移動の手段の確保が図られるよう、高齢者以外の一般の住民がドライバーとなって交通サービスを提供する、いわゆる日本版ライドシェアのような交通サービスの導入を拡大する方向で努めてまいりたいと考えている。

このほかについても、第5次基本計画の策定に向け、関係府省庁と連携して前向きに取り組んでまいりたい。

・ **警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）**

ただいま、関係府省庁の皆様から基本計画の見直しについて御発言をいただいたところ、犯罪被害者等施策の総合調整を担う国家公安委員会を補佐する警察庁としては、施策がより一層充実したものとなるよう、犯罪被害者等の御意見の一つ一つに真摯に向き合い、関係府省庁と緊密に連携・協議し、基本計画の見直しに向けて取り組んでまいりたいと考えている。

その上で、基本計画の見直しに当たり、警察庁の施策としては、例えば、支援の現場において途切れない支援を提供していくためのワンストップサービスをいかにして実現していくかといった事柄については、今後の重要な課題であると認識している。

また、都道府県警察において、被害者への付添い、刑事手続等の説明、カウンセリング等の犯罪被害者等に寄り添った支援が確実に提供されることや、警察官による二次的被害の防止、犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進等についても、引き続き取り組んでいくことが重要であると考えている。

今後、基本計画策定・推進専門委員等会議で基本計画の見直しに向けた議論が行われることとなるため、有識者の御意見もうかがいながら、基本計画の見直しに向けて取り組んでまいらる。

○ 国家公安委員会委員長閉会挨拶

本日の会議では、犯罪被害者等施策に関する令和7年度予算案や第4次基本計画に基づく施策のこれまでの進捗状況について議題とするとともに、来年度に計画期間を終える第4次基本計画の見直しを議題とした。

基本計画の見直しについては、有識者の方々と交えた議論を集中的に行うなど、今年から本格化する。また、犯罪被害者や支援者の方々をはじめ、国民の皆様から、次期計画に関する御要望・御意見を数多くいただいたところである。

犯罪被害者の方々は、御自身がつらく、苦しい思いをしながらも、将来同じ思いをする方を生まないために、声をあげていただいたものと受け止めている。

御要望・御意見の一つ一つに、犯罪被害者の方々の思いが込められているものであるため、そのことに思いを致しながら、犯罪被害者等施策の司令塔として、警察庁がリーダーシップを発揮することはもちろん、関係府省庁それぞれが、主体的かつ積極的に、犯罪被害者等施策の充実・強化に向け、取り組んでいただくようお願いしたい。

犯罪の被害に苦しむ全ての方々が、一日も早くその被害を回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することは、政府の重要な責務である。国家公安委員会委員長としても、犯罪被害者の視点に立って全力で取り組んでまいりたいと思うので、よろしくお願いしたい。